

学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に
関する調査研究協力者会議における
これまでの議論のまとめ

<報告書の構成案>

- ~~0.~~はじめに
1. 学校図書館の位置付け（機能）について
 2. 学校図書館の利活用の意義について
 3. 学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について
 - (1) 学校図書館に携わる関係者と組織について
 - (2) 学校図書館担当職員の役割・職務について
 - (3) 学校図書館担当職員に期待される資質・能力について
 4. 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について
 - (1) 教育委員会における取組の充実
 - (2) 学校における取組の充実
 - (3) 国における取組の充実
 5. 参考事例 ~~(学校図書館担当職員の職務の類型毎に整理)~~
 6. より良い学校図書館を目指すために の方策について ~~(提言)~~
 - ~~7.~~ おわりに
 - ~~8.~~ 参考資料

はじめに

学校図書館をめぐるのは、この 20 年間で様々な措置等が講じられ、その発展に向けた取組が行われている。

社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが求められている一方で、児童生徒の読書離れが指摘され、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなっていたことから、平成 5 年に公立義務教育諸学校における学校図書館の図書に関する「学校図書館図書標準」を設定したことを皮切りに、その達成を目指すため、当年度からの 5 か年間で総額約 500 億円の地方財政措置を講じることとされた「学校図書館図書整備 5 か年計画」が開始された。

学校図書館担当職員に係るものに限ると、平成 17 年に公布された文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）においては、国及び地方公共団体は、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備等に関し必要な施策を講ずるものとされた。

また、平成 24 年度からは、学校図書館図書に加え、学校図書館担当職員の配置に係る経費についても地方財政措置（当年度及び 25 年度、いずれも単年度約 150 億円）が講じられている。

本報告書で後述されているが、近年、各地方公共団体は厳しい財政状況の中でも学校図書館担当職員の配置を進めてきており、その必要性が強く認識されていることがうかがえる。

一方、学校図書館の利活用が学校教育で果たす役割の大きさに対する理解が十分でなく、学校図書館が書庫としてとしか認識されていなかったり、社会状況の変化や学問の進展に伴い配架にふさわしくない図書がそのまま置かれていたり、授業での活用が乏しかったりする状況も残念ながら散見されるのが実情である。

学校図書館は、児童生徒の「確かな学力」や「豊かな心」の育成に大きな役割を果たすことなどから、学校図書館の利活用の促進に貢献してきた学校図書館担当職員に期待される役割はますます大きくなり、児童生徒に対する教育活動を教員とともに進める機会が多くなることも予想される。

本協力者会議は、国として、今後、そのような重要な役割を担う学校図書館担当職員の配置拡充を推進するに当たり、地域や各学校の参考に資する資料を作成することが極めて重要であるとの考えの下、学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上策について取りまとめることを目的として、平成 25 年 8 月に設置し、これまで〇回にわたり議論を重ねてきた。

本報告が、学校図書館の利活用の意義からはじまり、学校図書館担当職員の役割・職務とその重要性について、学校図書館担当職員のみならず学校図書館に携わる関係者間での共通理解を図り、もって学校図書館に係る日々の活動の一助となれば幸いである。

—
なお、国私立学校等においては、本報告における公立学校を念頭に置いた一部の記述については必要に応じて読み替えて、その活動の充実を図られたい。

1. 学校図書館の位置付け（機能）について

- 学校図書館は、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）~~の規定~~において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり~~る~~（第 1 条）~~とされ~~、その目的は、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、~~児童生徒の健全な教養を育成すること（第 2 条）~~ とされ、学校に設けなければならない（第 3 条）とされている。
- また、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）においても、学校には、その学校の目的を実現するために必要な図書館又は図書室を設けなければならない（第 1 条第 1 項）とされている。
- ~~また、同法~~ さらに、学校図書館法においては、学校図書館を児童生徒や教員の利用に供する方法として、以下の例が挙げられている（第 4 条第 1 項）。
 - ・ 図書館資料を収集し、児童~~又は~~生徒及び教員の利用に供すること。
 - ・ 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - ・ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童~~又は~~生徒に対し指導を行うこと。
 - ・ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 学校は、これらの方法を講じることで、学校図書館に期待されている、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心、人間性、教養や創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、また、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、授業の内容を豊かにし、その理解を深める「学習センター」及び「情報センター」としての機能を最大限に発揮させることが重要である。
- 学校図書館が育てる力は、~~全ての生涯にわたる~~ 学習の基盤となる力である。~~が、学校図書館を整備することは、学びの文化を形成することである。~~学校図書館を学校の中で機能させ、その活動の充実を図る上では、学校教育のインフラの一つである学校図書館の整備・充実を図るとともに、学校図書館の運営に当たる人員の配置・資質の向上を図ることが極めて重要である。

2. 学校図書館の利活用の意義について

- 平成 20 年・21 年に改訂された現行の学習指導要領 ~~等~~ においては、児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを理念としている。「生きる力」を支える重要な要素となるのが「確かな学力」であり、「確かな学力」を育成するため、学習指導要領では、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 30 条第 2 項等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習する態度を養うことを重視している。
- こうした「確かな学力」の育成に当たっては、論理や思考などの知的活動、コミュニケーション等の基盤となる言語の力が極めて重要であることから、学習指導要領では、報告や討論、スピーチなどの言語活動を各教科等を通じて充実することを目指している。~~この観点から~~、学校図書館の利活用は、こうした各教科における言語活動の充実に当たって高い効果が期待できるもの重要であり、学校図書館を利用した学習活動や読書活動を充実することについて、学習指導要領では次~~以下~~のように定めている。

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。（平成 20 年改訂小学校学習指導要領第 1 章総則）

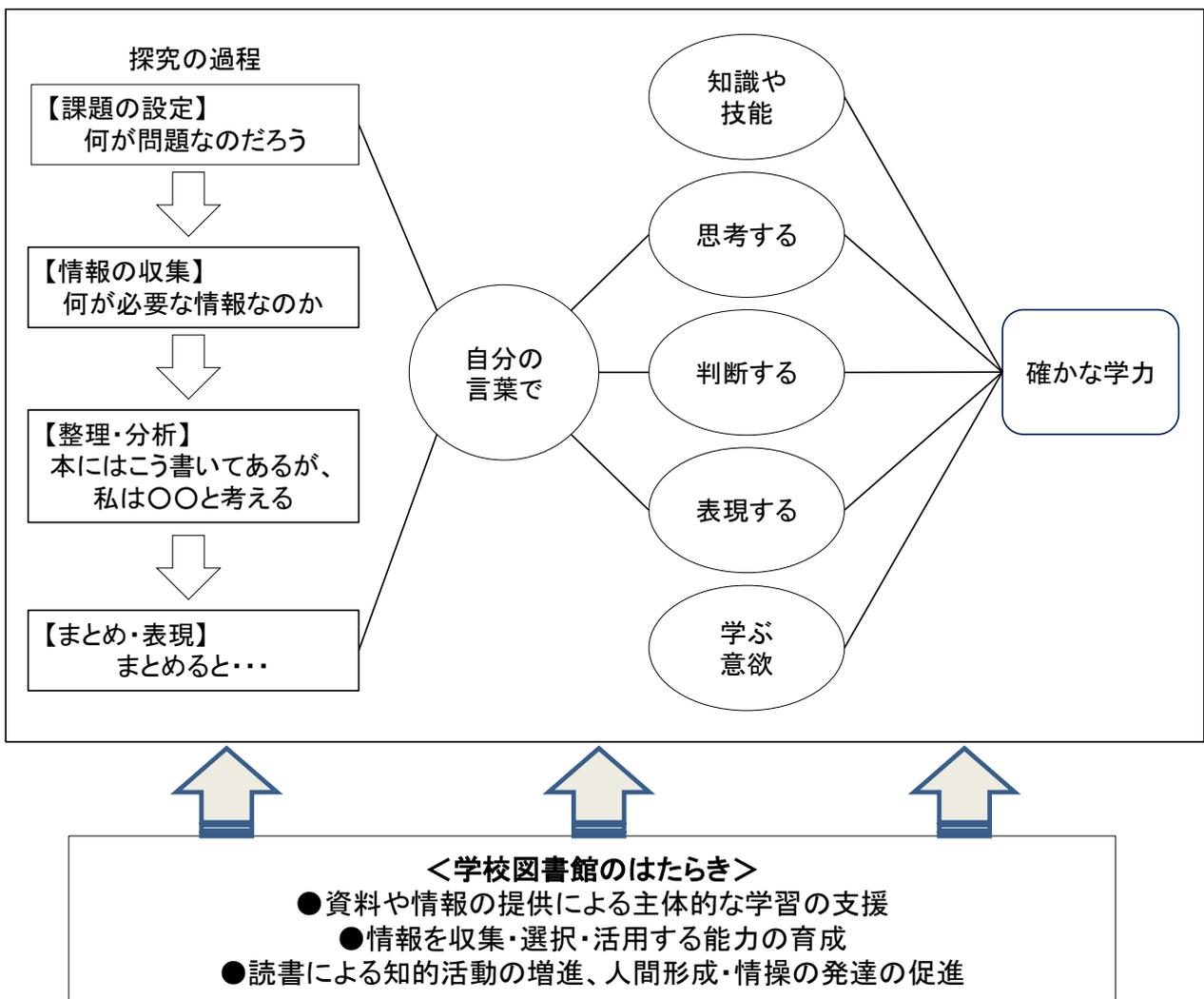
※中学校、高等学校、特別支援学校においても同様の規定あり

- 具体的には、例えば、学校図書館は、学習するテーマに関する背景に触れ、又は補足となるような知識や情報を提供したり、テーマを深め発展的な学習につながるような資料や情報を有したりしており、学校図書館の図書館資料を有効に~~を~~利活用することは、授業を深め、それからもたらす児童生徒の理解をより豊かにするとともに、多様な情報が集まる「場」としての学校図書館を利活用することは、その主体的・意欲的な学習活動を助けるものとなる。
- また、学校図書館を積極的に利活用することは、例えば、各教科等における言語活動や総合的な学習の時間における探究的な学習 ~~や言語活動~~ を充実させる上でも極めて有効と考えられる。＝
- ~~この~~ ここで言う 探究的な学習とは、①疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、②具体的な問題について情報を収集し、③情報の整理・分析等を行い、問題の解決に取り組み、④明らかとなった考えや意見などをまとめ・表現することを発展的に繰り返していく一連の学習活動のこととされている。
- 学校図書館は、この ~~これら~~ 探究的な学習に役立つ資料や情報の提供、探究の過程における 情報の収集・選択・活用能力の育成 ~~情報探索や資料の利用~~ を通じて、総合的な学習の時間にとどまらず、各教科等における学校図書館を利活用した授業

における学習活動を支援・充実することができる。

- ~~さらに、~~読書については、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、「生きる力」を構成する「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など）の育成にもつながるものである。
- したがって、児童生徒の望ましい読書習慣の形成や読む力の育成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切であり、このような観点からも、豊富な図書を有する学校図書館を利活用する意義は大きいと言える。

<イメージ図>



3. 学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について

(1) 学校図書館に携わる関係者と組織について

＜学校図書館に携わる関係者について＞

- 学校図書館の運営に関わる主な関係者としては、校長等の管理職、司書教諭資格を持った教員や一般の教員（教諭等）、~~司書教諭、図書館主任、~~学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）、教育委員会等があり、学校図書館の機能の充実を図っていくためには、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組んでいくことが重要である。
- 校長は、校務をつかさどる（学校教育法第 37 条第 4 項）者として、各学校の教育課程の編成に責任を有する立場から、学校図書館が当該学校の教育課程の展開に寄与するよう校内の諸条件の整備~~（調整）~~を図る必要がある。
- また、校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、~~そのする~~方針を教職員に対し明示することや、学校図書館の運営・活用に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。
- 教員は、児童生徒の教育をつかさどる（学校教育法第 37 条第 11 項等）者として、児童生徒の読書活動や学習活動等に対する教育指導や、~~担当する授業~~において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実させること等に努める必要がある。
- 学校図書館を活用した授業において、教員は、~~（学級担任又は教科担任として、）~~~~は、~~授業のねらいを達成するために、全体に対して指導を行うことや個々の児童生徒の理解度に応じた適切なサポートを行うことが求められる。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどるための所定の講習を受講し、単位を取得した有資格者として、学校図書館の経営~~→運営~~に関する総括、学校経営計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・指導の実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、教育課程の編成・展開に関する他教員への助言及び情報メディアの活用等に従事する。
- また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業における~~教員の~~教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に教員に助言することが期待されている。
- 学校図書館の運営~~図書館主任~~は、専門的・長期的観点に立っ~~てた~~学校図書館運営~~を行う~~ためにも司書教諭が担うことが望ましいが、司書教諭の有資格者が配置されていない場合には、図書館主任が上記の司書教諭の職務を担う。
- 学校図書館担当職員は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、~~また、学校図書館担当職員は、~~学校図書館を活用し

た児童生徒に対する授業やその他の教育活動や学校図書館を活用した授業を教員と共に進める。行う教員の支援を行う。

- 学校図書館の運営・活用について、例えば、学校図書館経営目標・計画、学校図書館年間利用計画、年間読書指導計画、年間情報活用指導計画等は教育課程とどのように結びつけるのかということが大切であることから、一般的には、教育指導に関する専門的知識等を有する司書教諭がその立案・取りまとめに従事し、学校図書館担当職員の職務としては、図書館資料（図書、雑誌、新聞、視聴覚資料（テープ、CD、ビデオテープ等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）の様々な媒体のものを含む）とその利活用に関する専門的知識等に基づき、~~司書教諭に対し~~必要な支援を行う という形態が想定ことが期待されるが、~~具体の業務内容は~~各学校の実情によるところが大きいと思われる。
- このように、司書教諭と学校図書館担当職員は、それぞれに求められる 役割・職務専門性に基づき、連携・協力を特に密にする ~~ことが求められることに留意する~~とともに、具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情に応じ、学校全体の校務のバランスや学校図書館担当職員の勤務条件等を考慮した柔軟な対応が必要となる。
- 学校図書館担当職員の服務監督権者である市 （特別区を含む。以下同じ。） 町村教育委員会等は、学校図書館担当職員の役割に鑑み、その質の確保及びその向上を図るための研修 や学校図書館担当職員を支援するための体制整備等を適切に行うことが重要である。（詳細は、「4. 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について」を参照。）

-
- ~~ボランティアは、学校の求めに応じて学校の諸活動を助ける立場として、学校図書館活動の充実化・活性化に有用であり、学校図書館業務の補助や読み聞かせなど学校における読書活動への協力等に当たることが期待されている。~~

<組織的対応について>

- 学校は、自校で行う教育活動を充実させる観点から、自ら備える学校図書館の運営や活用、さらにはその評価に関して、組織的に対応する必要がある。
- 学校図書館に関する校内組織としては、例えば、専ら実務を担当する「学校図書館部会」や学校教育全体の視点から学校図書館の運営に関する事項を審議する「学校図書館経営委員会」等がある。~~また、職員会議に加え、各学年部会や各教科部会等、学校図書館に関することのみを扱うわけではないが、学校図書館の利活用に関わりの深い事柄を扱う組織がある。~~

-
- ~~学校図書館に関することを扱うことを目的として設けられる組織~~ これらは、図書館資料の選定・収集に関する方針や学校図書館に関する計画等に関する審議、図

書委員会の指導等、学校図書館の運営・管理を全般的に行う組織として置かれることが多く、主に、司書教諭、図書館主任や学校図書館担当職員やその他の関連する教職員等で構成される。~~これらについては、その組織や構成員の役割を明確化し、効果的に活動するためにも、校務分掌にしっかりと位置付けることが求められる。~~

- ~~各学年部会や各教科部会は、各学年や各教科において、児童又は生徒の読書活動や学習活動、学校図書館を活用した授業について一体的・組織的に実施する場合には、その内容等について議論する。また、学校図書館をどのように機能させて学校教育を充実させるのかということを学校全体又は校内の一定の教員の集団で共有する場として職員会議や各学年部会、各教科部会等の果たす役割は大きい。~~

- ~~また、職員会議は、学校教育の中で学校図書館をどのように位置付けるのかについて学校全体として共通理解を有することが重要であることに鑑み、そのことについて話し合う場として適当である。その際は、学校図書館担当職員を参加させることが期待される。~~

- 学校図書館担当職員が、その役割をしっかりと果たすためには、学校図書館に関する計画等の策定や学校図書館経営委員会等の活動に参画することはもとより、職員会議や学校に置かれる各種組織に参加し、学校の教育活動全体の状況を把握した上で職務に当たることが有効である。~~学校図書館の機能・目的等を学校全体に広く行き渡らすことに努めることが有効である。~~

(2) 学校図書館担当職員の役割・職務について

- ~~学校図書館担当職員に求められる最も基本的な役割は、以下の2つである。~~
 - ① ~~児童生徒の読書活動や学習活動、教員の教材研究等、利用者が使いやすく、求める資料を探しやすいよう、学校図書館を日常的に整備するとともに、利用者から資料に関する質問を受けた際には適切な資料の提供及び利用の支援を行うこと。~~
 - ② ~~学校図書館を活用した授業等の教育活動を推進・充実させるため、各学年・各教科の学習内容に関する理解を深め、授業のねらいの達成に資するような図書館資料の整備に努めるとともに、教員等と日常的にコミュニケーションを図ること。~~
- ~~これらは学校図書館が最も基本的な機能を果たすために求められるものであり、これらの役割を学校図書館担当職員が担うためには、日頃から学校図書館における資料の構成・利活用方法に配慮するとともに、それらについてしっかりと研鑽を積むことが重要である。~~
- 学校図書館には、大きくは「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」という3つの機能がある。学校図書館担当職員 の役割・職務についても ~~は~~、この機能が目指すべき方向性 と切り離して考えることはできず、これらに沿って ~~学校図書館の活性化に資することを目的と~~ するものと捉えていく ~~も~~ て職務に取り組み ~~必要~~がある。

【読書センターとして】

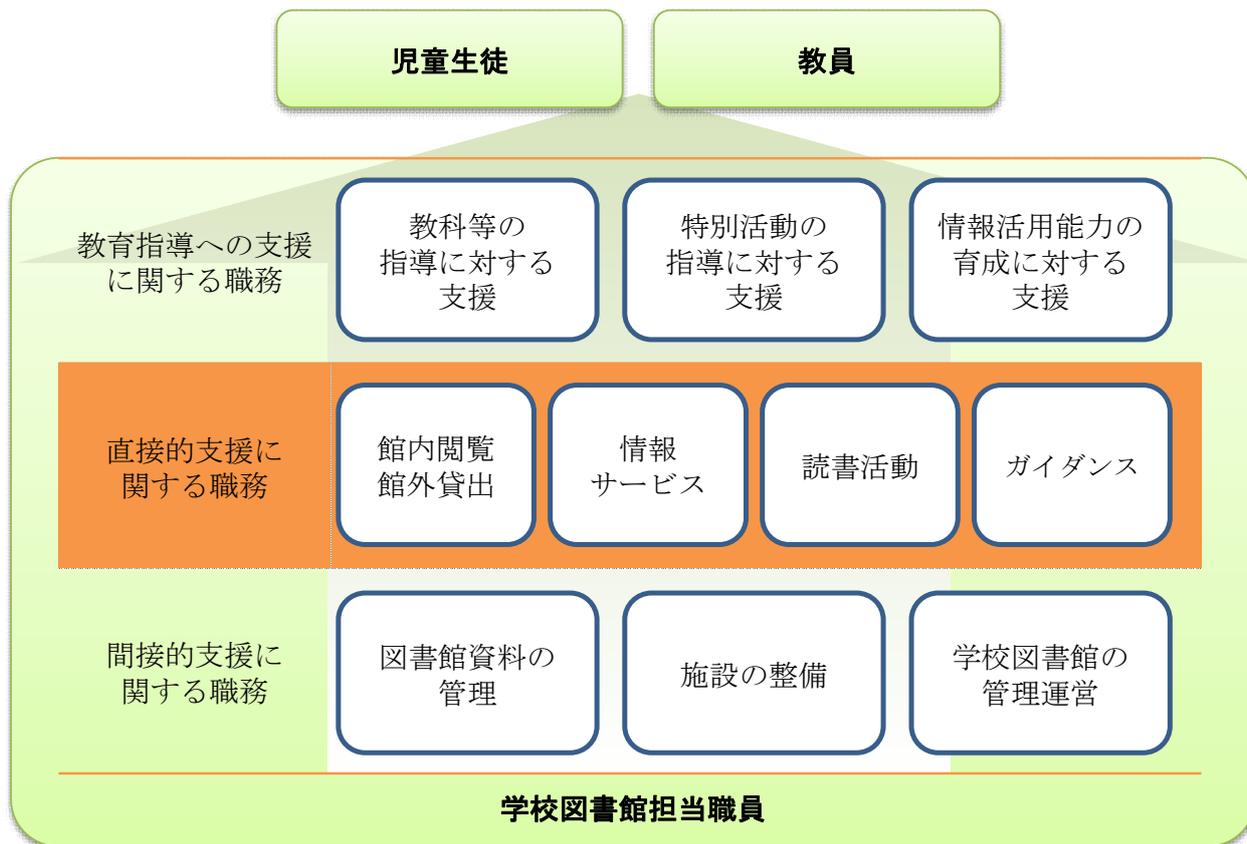
- 学校図書館は、児童生徒が楽しんで自発的かつ自由に読書を行う場であることが求められている。 ~~このため、学校図書館担当職員は、もう、~~学校図書館を児童生徒がくつろぎ、進んで読書を楽しむために訪れるような読書活動の拠点とする環境整備を行うことに加え、学校における読書活動の推進及び読む力の育成のための取組を司書教諭と協力して行うことが求められる。

【学習センターとして】

- 学校図書館には、学校における教育課程の展開に寄与することが求められている。このため、学校図書館担当職員は、当該学校における教育課程・内容を理解することに努め、授業のねらいが達成できる資料を司書教諭や教員と相談して整備することや、日頃から教員からの学校図書館の活用等に関する相談に乗るなどして、積極的にコミュニケーションを取ることが重要である。
- 今後、学校図書館を学習センターとして機能させ、授業での活用を推進するためには、さらに、 ~~学校図書館担当職員の能力・経験や学校の実情に応じて、学校図書館を活用した授業において、学校図書館担当職員が T2 (ティーム・ティーチングにおいて、学級担任又は教科等担当教員の主導で行う授業に協力する者) として児童生徒に 指導的に関わりながら学習を支援することが期待されている。 ~~直接関わって学習の支援を行うことも有効である。~~~~

【情報センターとして】

- 情報化社会と言われる近年、これからの未来を生きていく児童生徒の情報活用能力の育成が大きな社会的課題となっている。このような状況を踏まえ、学校図書館担当職員は、教員が図書館資料の活用を通して児童生徒への情報活用能力の育成を効果的かつ円滑に行えるよう、必要な教材・機器の準備や授業構成等について教員と打合せを行う等の支援を行う必要がある。
- このように、学校図書館の主たる3機能に応じ、学校図書館担当職員に期待される役割が考えられるところであるが、他方、学校図書館の運営・利用状況は各学校で様々であり、また、学校図書館担当職員はについても、非常勤として勤務する場合が多かったり、また、必ずしも全ての学校図書館担当職員が教員免許、司書教諭資格や司書資格を保有しているわけではなかったりするなど、それぞれの学校ごとに違いがある。
- こうした実情を踏まえると、全ての学校における学校図書館担当職員が同一の職務を行っていくことを求めることは必ずしも学校現場の実態には沿わないと考えられるが、平成24年度から学校図書館担当職員の配置に係る地方財政措置が講じられ、今後全国において配置の拡充が期待されている中、平成19年に改正された学校教育法や現行学習指導要領が示す学力を、学校図書館の効果的な利活用を通じて育んでいくためには、司書教諭とともに学校図書館に関する種々の教育活動に携わる学校図書館担当職員が担う職務の標準的な在り方について、関係者間で一定の共通理解を有しておくことは極めて重要なことである。しかしながら、いかなる学校図書館担当職員においても、こうした特色ある機能を有する学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に従事する資質を備えていることが期待されている。
- 本節においては、学校図書館の主たる3機能に応じて期待される学校図書館担当職員が担う標準的な職務を具体的に示すこととするが、その際、それらの職務を学校図書館担当職員の視点から再構成し、利用者①児童生徒や教員のニーズに対する「間接的支援に関する職務」、②児童生徒や教員のニーズに対する「直接的支援に関する職務」を、③教育目標を達成するための「教育指導への支援に関する職務」という3つの観点に分けて例示する。



- 学校、司書教諭や学校図書館担当職員が、自らの現状を捉え、それぞれの職務について発展させることで、学校図書館の運営・活用・評価の活性化につなげることを期待したい。

①. 児童生徒や教員のニーズに対する「間接的支援」に関する職務

【図書館資料の管理】

- 図書館資料の選定、~~収集、廃棄~~への協力
 - ◇ 教員・児童生徒の要望や蔵書構成を考慮した選定基準の決定への協力学校における選定基準を根拠
 - ◇ 選定基準に沿った図書館資料のリストアップ
- 図書館資料の受入、整理分類、排架、保存整理、補修、廃棄
 - ◇ 蔵書点検、書架点検、目録等資料検索手段の整備
- 図書館資料の展示
 - ◇ 新着本の別置、テーマ別展示、書籍の表紙を見せるなど興味を引く展示陳列
- 学級文庫等、学校図書館外における資料管理
 - ◇ 定期的なリニューアル、資料の破損・紛失の防止

【施設の環境整備】

- 館内外表示の設置
 - ◇ 館内配置図~~・棚表示~~・分類別の書架表示(棚表示)の作成、館外の掲示板の作成
- レイアウトの改善
 - ~~・他の学校図書館や公共図書館等のレイアウトを参考~~
 - ◇ ゆとりある読書スペースや学習スペースの工夫
 - ◇ デッドスペースの解消
- 情報機器の整備・管理
 - ◇ 情報検索用のコンピュータや各種電子資料の再生機器の維持管理

【施設学校図書館の管理運営】

- 他の学校図書館や公共図書館との連携、学校図書館担当職員間の協力
 - ◇ 相互貸借、資料データ等の交流・共有~~交換~~
- 広報・渉外活動
 - ◇ 学校図書館報・学校図書館ウェブサイトの作成への協力・管理
- 司書教諭等が行う学校図書館の管理運営に関する業務への協力
 - ◇ 学校図書館に関する計画等の作成への協力
- 会計業務
 - ◇ 学校図書館に係る予算案の作成への協力
 - ◇ 適正な予算執行
 - ~~・適切かつ計画的な資金管理~~
- 利用調査、集計・評価
 - ◇ 貸出冊数、分類別蔵書数、貸出記録の管理、~~学校図書館への~~要望調査
 - ◇ 学校図書館に対する要望の把握

※ 特別支援学校においては、ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、使いやすさ

に特に配慮した環境づくりと児童生徒の障害に応じた図書館資料の収集について、教員等の意見を聞きながら、継続的に進めることが求められる。とりわけ、公共図書館との連携により、マルチメディアデイジー、大活字本、LLブックや視聴覚資料等を借用するのは特別支援教育を必要とする児童生徒に対して効果的である。

②. 児童生徒や教員のニーズに対する「直接的支援」に関する職務

【館内閲覧、館外貸出・~~返却への支援~~】

- 利用案内、読書案内、資料相談、予約・リクエストサービス
 - ◇ 閲覧環境の整備
 - ◇ 利用者のリクエストへの対応、延滞者への対応
 - ◇ 他館からの取り寄せ、他館への貸出

【情報サービス】

- レファレンスサービス
 - ~~・ 質問内容の理解・確認、調査方針の確定、文献やデータベースを利用した調査、期限内における回答~~
 - ◇ 質問の受付、文献やデータベースを利用した調査・回答
 - ◇ 他の情報専門機関への照会・案内
 - ◇ 対応記録の蓄積とその活用
- 児童生徒の調べもの相談
 - ~~・ 親身な対応、適切な助言を行うとともに、検索方法を教え、児童生徒自ら行えるよう促すことにも留意~~
 - ◇ 図書館資料や検索ワードの選択に関する助言
 - ◇ 目次・索引等の利用方法に関する説明
- 情報検索、情報の収集・記録・編集のアドバイス
 - ◇ ネットワーク情報資源の把握
 - ◇ オンラインデータベース、情報源の検索方法とその結果のダウンロード、入手先の記録、編集等

【読書活動】

- 読書活動の企画・実施への協力・参画
 - ◇ 読書への親しみを感じさせ、習慣化につなげる工夫
- 読み聞かせ、ブックトーク等
 - ◇ 本の面白さや読書することの楽しさを伝え、読書意欲を喚起
- 児童生徒の興味・関心・発達段階・読書力に合った図書館資料の案内・紹介
 - ◇ 児童生徒個々人の状況の適切な把握する必要

【ガイダンス】

- 学校図書館利用の指導・ガイダンス
 - ◇ 児童生徒及び教諭に対する学校図書館の利用方法のガイダンス教示
 - ◇ 児童生徒が開館時間や貸出可能冊数等の利用方法について常に把握するためのできる限り揭示資料の作成、~~蔵書例、開館時間や貸出可能冊数等の教室内への揭示~~

③. 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務

【教科等の指導に対する支援】

- 教育課程・内容に関する理解及び授業のねらいが達成できる図書館資料の紹介・準備・提供
 - ◇各学年・各教科に関する教育内容の理解
 - ◇過去に使用し、効果があったとされる図書館資料の教員への紹介・準備・提供
- 学校図書館を活用した授業を行う 教員教諭との打合せ
 - ◇授業の目的・内容の把握、＝
 - ◇個別指導、レファレンスや情報提供のタイミングや方法についての共有
- ~~図書館資料の活用の仕方の説明を通じた~~ 学校図書館を活用した 授業への参加
 - ◇辞書の引き方、目次・索引の利用法新聞の読み方、日本十進分類法（NDC）等の 図書館資料の活用の仕方 について説明 ＝
 - ◇ T2として児童生徒に指導的に関わりながらの学習の支援
- 学校図書館の活用事例に関する教員への情報提供
 - ◇教育効果が高いとされた過去のテーマや事例等 の を紹介
 - ◇教員の教材研究への協力
- 学校図書館を活用した授業における教材や児童生徒の成果物の保存・データベース化
 - ◇保存・データベース化した物の適切な整理・リスト化、教員への情報提供

【特別活動 ~~における~~ 指導に対する支援】

- 図書委員会活動に対する助言
 - ◇学校図書館における ~~現時点での~~ 課題の伝達、学校図書館の改善につながるような取組を行えるようバックアップ
 - ◇児童生徒自身による自主的な活動に対する助言
- 文化祭や修学旅行等、学校行事に関わる資料の掲示・提供
 - ◇児童生徒の関心を引くため取り上げるトピックの精選、掲示・提供の時期及び掲示場所 の工夫 ~~を考慮~~

【情報活用能力の育成に対する支援】

- 資料の検索方法やデータベースの利用方法に関する指導に対する支援
 - ◇情報機器の操作方法の案内
- 調べ学習に対する支援
 - ~~・調べる対象の絞り込み等に関して適切な助言を行うとともに、自ら行うよう促すことにも留意~~ ＝
 - ◇ 検索ワードや検索サイトの選択に関する助言 ＝

(3) 学校図書館担当職員に期待される求められる資質・能力について

- 学校図書館担当職員には、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に従事する資質・能力を備えていることが期待されている。~~(再掲)~~

○ 前節においては、学校図書館の主たる3機能に応じた標準的な職務を、学校図書館担当職員の視点から再構成して例示したが、こうした学校図書館担当職員に期待される資質・能力の観点から、学校図書館担当職員の最も基本的な役割を再整理すると以下の2つとなる。

① 児童生徒の読書活動や学習活動、教員の教材研究等、利用者が使いやすく、求める資料を探しやすいよう、学校図書館を日常的に整備するとともに、利用者から資料に関する質問を受けた際には適切な資料の提供及び利用の支援を行うこと。(学校図書館の「運営・管理」に関する役割)

② 学校図書館を活用した授業等の教育活動を推進・充実させるため、教員等と日常的にコミュニケーションを図りつつ、各学年・各教科の学習内容に関する理解を深め、授業のねらいの達成に資するような図書館資料の整備・活用を図ること。(児童生徒の「教育」に関する役割)

○ これらの役割は、学校図書館が最も基本的な機能を果たすために学校図書館担当職員に求められるものであり、これらを学校図書館担当職員が担うためには、日頃から学校図書館における図書館資料の構成や教育活動におけるそれら資料の活用方法等に配慮するとともに、それらについて研鑽を積むことが重要である。

- このため、専ら学校図書館の職務に従事する学校図書館担当職員に求められる専門性としては、学校図書館の「運営・管理」に関する役割に係る職務的な業務に当たるための基本的知識・技能と、児童生徒に対する「教育」に関する役割に係る的な活動に携わるための基本的知識・技能が考えられる。~~を有していることが望ましい。~~

- 学校図書館の「運営・管理」に関する職務的な業務に当たるための基本的知識・技能に関し、標準的に有することが期待される領域としては、例えば、以下に挙げるものが考えられる。

・ 学校における学校図書館の意義に係るもの

・ 図書館資料の管理に係るものに関する知識（組織化で必要となる日本十進分類法表（NDC）等の分類表に係る知識等）

・ 情報機器、ネットワーク及び情報検索に係るもの

・ 学校図書館の施設・設備の管理に係るものに関する知識

・ 著作権や個人情報等の関係法令に係るものに関する知識

・ ~~学校における学校図書館の意義に関する知識・理解~~

- 児童生徒に対する「教育」に関する的な活動に携わるための基本的知識・技能に

関し、標準的に有することが期待される領域としては、例えば、以下に挙げるものが考えられる。

- ・ 児童生徒の発達に係る もの知識・理解
 - ・ 発達段階に応じた読書指導の方法 に係るもの
 - ・ 学習指導要領や学校教育目標等に係る もの知識
 - ・ 校務や学校における諸活動等に係る もの知識・理解
- 学校図書館担当職員 はが、これらの 領域に係る基本的な知識・技能 を基に教職員と 協働協同 しつつ、学校教職員の一員として、学校図書館の運営に係る専門的・技術的職務に従事し、学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動や学校図書館を活用した授業への協力・参画等を行うことにより、学校図書館の機能が十分に発揮され、ひいては児童生徒の健全な教養の育成に寄与することができる。

4. 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について

- 近年、各地方公共団体において、学校図書館担当職員の配置充実が進められてきている。文部科学省による調査結果において、学校図書館担当職員を配置する小中学校は、平成 19 年度から 24 年度までの 5 年間で 35.7%から 47.8%へ、中学校でも 37.1%から 48.2%へとそれぞれ増加しており、厳しい財政状況の中でもその必要性が強く認識されていることがうかがえる。
- 平成 24 年 5 月現在、全国の小・中・高等学校における学校図書館担当職員の数は約 2 万人余に上っており、これは今後も増加していくことが見込まれるが、他方、個々の学校における状況に目を転じると、~~週当たりの勤務日数や勤務形態~~、教員免許、司書教諭資格及び司書資格の保有の状況などについて、それぞれに実態が異なっており一様ではない。
- また、学校図書館担当職員の中には、各地方公共団体の採用条件によっては学校教育一般や学校図書館の運営・管理に関する専門的な知識を持たずに当該職に就いている者もあり、現状としては、それらについて教示する先輩職員が校内にいないことが多いほか、研修等の取組も十分には~~行われていない整備されていない~~場合があり、全国的にその資質・能力を育成・担保する環境が整備されているとは言い難い。

(1) 教育委員会における~~まる~~取組の充実

- このような中、平成 25 年 5 月に閣議決定された『第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』においては、「地方公共団体は（中略）学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに、研修の実施など学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される」と、地方公共団体による学校図書館担当職員の資質・能力の向上への貢献に期待が寄せられている。
- こうした実態や背景等を踏まえれば、各教育委員会においては、~~やかにして~~学校図書館担当職員の水準を維持し、その資質・能力の向上を~~図るか~~について、それぞれの教育方針や地域の状況を踏まえつつ、効果的かつ現実的な方策を立て、実行していくことが必要~~である~~と~~考えられる~~。

- また、学校図書館担当職員がその職務を十分に果たす環境を整備するためには、学校図書館の利活用の意義、当該職員の役割・職務やその配置による効果等について学校の管理職をはじめとする学校図書館に携わる関係者に分かりやすい形で周知し、理解を広めることが求められる。

【学校図書館担当職員を対象とした研修】

- 学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図るために地方公共団体が実施するこ

とができる具体的な取組として、まずは研修の充実が挙げられる。

- 市~~区~~町村教育委員会は公立小・中学校等の設置者として、都道府県教育委員会は公立の高校や特別支援学校等の設置者として、当該学校の学校図書館担当職員を任用する立場にあることから、自らの学校に配置する学校図書館担当職員の資質・能力の向上を通じた業務の効果的・効率的な実施を期するため、意図的・計画的に研修の機会を設定することが求められる。(頁末注：地方公務員法にいう一般職に属する地方公務員の場合、同法第 39 条第 1 項により、「研修の機会が与えられなければならない」とされている。)
- 市~~区~~町村教育委員会の場合、その規模によっては、学校図書館担当職員を配置していたとしても、その人数規模が集合研修として実施しにくい状況も考えられるため、複数の市町村教育委員会が合同・協力して研修を実施したり、広域自治体である都道府県教育委員会が指導的な立場を發揮して研修機会を設定したりするなどの実施方法・体制の工夫も期待される。
- 研修の内容については、「3 (3) 学校図書館担当職員に~~期待される~~~~求められる~~資質・能力について」において示すとおり、学校図書館の「運営・管理」的な業務に当たるための知識・理解や、児童生徒に対する「教育」的な活動に携わるための学校教育一般に関する知識・理解の 2 つの分野を基軸に構成することが適当であり、その上で、学校図書館担当職員となる者個人の有する知識・技能等に応じて、両領域が適切なバランスで受講されるよう配慮する必要がある。
- 研修を実効性ある形で実施するためには、研修内容の程度について、初めて学校~~図書館~~担当職員として勤務することになった者~~の知識・技能に応じた~~を対象と~~した~~初任者向けの研修、継続的に自己の知識・技能を更新して業務の質を高めていくために必要な研修等、職務経験や能力に応じて設定することが必要となる。
- また、学校図書館担当職員のみを対象とする研修の企画・実施のほか、学校図書館担当職員が司書教諭等とともに受講できる、広く学校図書館関係教職員を対象とした研修の企画・実施は、司書教諭と学校図書館担当職員の業務の相互理解や連携促進に効果が期待できるとともに、学校図書館担当職員が学校教育一般に対する理解を深める観点からも有効であると考えられる。
- これらの他、~~学校図書館の運営・管理的な業務に関する内容については、学校図書館と公共図書館等との連携・協力により、公共図書館資料の学校への貸出、公共図書館司書等による学校への訪問、学校図書館におけるレファレンスサービス等への協力等を進めていくことが考えられる。も、そのノウハウを活用することも考えられる。~~

【学校図書館担当職員を支援するための教育委員会の体制構築】

- 学校図書館担当職員は各学校に 1 人の配置であるケースが多く、日常的な疑問や

悩みをすぐに相談できる先輩・同僚職員が身近にいない状況にある。その際、日常的な疑問等を相談することができ、解決方法を示せる経験や能力を有した窓
口となる存在を設定することが学校図書館担当職員の業務の質の向上に関して高
い効果を発揮する重要な取組となり得る。

- このため、教育委員会においては、各学校の学校図書館担当職員に対して指導・助言を行うことができる体制を整備することが有効であり、その際は、教育委員会事務局の担当課や教育センターにおける学校図書館担当指導主事や支援スタッフがその役割を担うことが期待される。
- また、近隣の学校に勤務する学校図書館担当職員同士の情報交換や研修会交流の場を設定することも高い効果を有すると考えられるため、教育委員会がそうした場を設けることや、その場を学校図書館を担当する指導主事等のスタッフ、または経験豊かな学校図書館担当職員等がコーディネート役を担うなどの取組も望まれる。
- さらに、学校図書館担当職員が日常的に携帯して常時必要に応じて参照することができるような業務の手引やマニュアルを、各教育委員会が学校図書館担当職員に期待する業務の内容に応じて作成することも複数の教育委員会で取り組まれている有効な手段である。また、インターネットを活用した情報サイトや映像資料により学校図書館担当職員の業務を紹介するという先進的な事例もある。

(2) 学校における取組の充実

- 学校図書館担当職員が~~日~~勤務する学校における日常的な取組の中においても、学校図書館担当職員の資質・能力の向上と学校教職員による学校図書館の支援体制の確立のための種々の取組を盛り込むことが可能である。
- 学校図書館担当職員が授業に参加・協力するためには各教科等の目標や内容についての知的理解を深めることが不可欠であるのは論を俟たないが、校内研究授業や日常の実際の授業を参観見学することを通じて授業における教員や児童生徒の様子を知ることが、学校における日常的な教育活動の中で取り組むことができ、各教科等の授業展開や児童生徒理解の促進その他学校教育一般に対する理解の促進が期待できる有効な手法である。
- また、司書教諭や各教科等や生徒指導など各分野の担当教員から日常的に専門的知識の伝達を受ける機会を校内において意識的に設定することや、学校職員として求められる服務についての理解を促すために学校管理職から説明を行うなどの取組も期待される。
- さらに、~~校内研修において~~学校図書館の利活用に関することがテーマの校内研

~~修においては取り上げる場合、その一部について学校図書館担当職員に講師を担当させることにより、当該職員自身の向上にも資することとなる。ほか、~~

- ~~また、~~学校単位で自主的に近隣校との連携を図り、他校の学校図書館担当職員との情報交換や研修会や交流の場を設定することも考えられる。
- ~~また、~~自校だけでなく地域全体として学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図る~~っていく~~観点からは、学校図書館担当職員が授業に協力・参画して行う授業を公開授業として、~~他校の学校図書館担当職員をはじめとする学校図書館関係者の供覧に付する取組も効果が高いと考えられる。~~

(3) 国における~~よる~~取組の充実

- 国においても、全国的な教育水準の確保のために都道府県教育委員会等に必要な指導・助言を行う立場から、学校図書館担当職員の資質・能力の向上について一定の役割を担っていくことが求められる。
- ~~全国的に学校図書館担当職員の配置は増加傾向にあるものの、その活動内容が授業への協力・参画にまでは至っていない学校が多く、学校図書館の利活用を図るための方策として、また、~~未配置の地方公共団体や学校に対してその配置を促す観点からも、学校図書館担当職員が協力・参画した各教科等における授業の事例を、文部科学省が収集して実践事例集を作成し、全国の学校や教育委員会に普及することが有効である。
- また、学校図書館担当職員の資質・能力の向上も含め、文部科学省において、都道府県・指定都市教育委員会の学校図書館担当指導主事を対象に、国の施策の説明、優れた取組に関する情報提供、研究協議等を行う連絡協議会を定期的に企画・実施することが期待される。
- さらに、学校図書館の振興を目的とする民間の団体が実施する、学校図書館担当職員の資質向上に向けた取組に対し、文部科学省が各種の協力を行うことも考えられる。

5. 参考事例

現在、掲載する事例について調整中

6. より良い学校図書館を目指すために

- 本協力者会議は、学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上について検討を行い、第3章において学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について、第4章において学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策についてそれぞれ一定のまとめを行った。
- しかしながら、学校図書館担当職員の活動の活性化を通じた学校図書館の充実を図るためには、学校図書館担当職員に関する方策だけでなく、学校図書館全体の方策を講じることが必要であると考えられるため、本章においては、その点について述べることにする。
- 学校図書館を有効に機能させていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員による努力だけでなく、学校の管理職をはじめとする学校図書館に携わる関係者間において、学校図書館の利活用の意義や学校図書館担当職員の役割・職務等についての十分な理解が形成されることが必要不可欠である。
- このため、文部科学省や教育委員会においては、学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図る取組だけでなく、教育委員会の学校図書館担当指導主事、校長等の管理職や司書教諭を対象とし、学校図書館の利活用の意義、学校図書館担当職員の役割・職務やその配置による効果等について分かりやすい形で周知し、理解を広めることが求められる。
- とりわけ、学校図書館担当職員と両輪となって学校図書館の運営に当たる司書教諭を対象とした研修等の機会の充実を図るべきである。研修内容にもよるものの、司書教諭と学校図書館担当職員間で学校図書館や両者それぞれの役割に関する共通理解を持たせるため、合同研修の形態を取ることも有効と思われる。
- 司書教諭は、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に教員に助言することが期待されていることに鑑み、これらの内容については、特に充実させる必要がある。
- また、教育委員会においては、学校図書館担当職員の配置の充実についての前向きな検討とともに、学校図書館担当職員の職務の特性に鑑み、その配置を継続して行うことが期待される。
- 教育委員会や学校においては、学校図書館が、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としていることに鑑み、学校教育における学校図書館の積極的な利活用について学校経営方針・計画に盛り込むことや学校評価の項目・指標とすることが期待される。
- 文部科学省においては、学校図書館の利活用の意義について広く社会全体の理解

を得るため普及啓発を行うほか、昭和 23 年に刊行されて以来、昭和 62 年の『小学校、中学校における読書活動とその指導―読書意欲を育てる―』の 11 冊目を最後に刊行されていない、いわゆる「学校図書館の手引」について、今日までの学校図書館に関する諸施策を踏まえた新刊の刊行が期待される。

参考資料

- 本協力者会議の設置紙、委員名簿
- 会議開催状況
- 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）
- 学習指導要領の抜粋
- 学校図書館担当職員に関するデータ（経年の配置校数等）
- 教育委員会における学校図書館担当職員を対象とした研修のモデルケース
- 学校図書館担当職員が置かれている学校と置かれていない学校における全国学力・学習状況調査の結果の違いに関するグラフ
- 学校経営計画に学校図書館を位置付けている例

（順不同）